

令和 3 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2017～2020
課題番号：17K03370
研究課題名（和文）手続的デュー・プロセスに基づく行政調査法の希求

研究課題名（英文）Due Process in the Administrative Investigation

研究代表者

中山 代志子（Nakayama, Yoshiko）

早稲田大学・総合研究機構・その他（招聘研究員）

研究者番号：50386439

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：行政調査における適正手続の保障について米国の状況との比較に基づき現状を分析し、行政調査手続法の制度設計を提言する。
米国の判例・学説の検討を行い、一定の成果を発表したが、研究期間中、独禁法の大改正により審査手続が大幅に変更され、これを詳細に分析し、さらなる検討に供する必要を生じた。また、刑事訴訟法分野でも制度改革があり、秘匿特権に関する理論上の進展もあった。これらについても検討を要することとなった。これらについて、時間をかけて調査を継続する予定である。
なお、成果は未了であり、引き続き発表に向けて検討を継続する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政手続法において規定されることなく今に至る行政調査分野の包括的な手続保障について提言することにより、行政手続における適正手続の進化に寄与すること。

研究成果の概要（英文）：Research regarding the administrative investigation process in light of the due process requirement, in comparison with the situation in the USA. The result of research is supposed to be a proposal of the due process law regarding the administrative investigation, which is not yet published. Continued effort will be made to the goal of publishing the results.

研究分野：行政法

キーワード：行政調査 適正手続保障

1. 研究開始当初の背景

行政情報の広範かつ偏頗ない収集は行政目的の遂行に必須である。また、収集された情報の分析並びに部署間での共有を含めた利用方法も、的確な行政執行のために重要である。この意味で、日本の行政調査法が、情報に着目して発展していることは肯首できるが、なお、情報収集活動における手法の面でも、行政機関内での共有・利用の面でも、新たな展開を必要としている。

問題点は、例えば過剰な圧迫面談による対象者からのクレームとして現れている。米国においては、すでに様々な手法により行政目的での政府による情報収集の便宜が整えられている一方、デュー・プロセスを基底とする人権保障の法体系が行過ぎを抑制し、均衡を目指す必要があると思われた。

日本においても、消費者保護行政における悪質業者発見のための調査手法強化など、今後ますます行政情報の収集・利用が進むべきであると考えられることから、欧米の現状を参照し、人権とのバランスの具体的なあり方を提言することが望ましいと考えられた。

2. 研究の目的

行政手続法は、大きな期待とともに立法されたが、行政調査手続きは包括的に範囲から除外された。一方、同法は、立法当時、運用実績を見て見直しを行うことが想定されていた。

このことから、行政手続法に、調査法を導入することは、当然に想定されるべきであった。

本研究は、かかる行政手続法改正時に行政調査に関する一章を設けることを提言すること、及びそのための理論的基礎を築くことにあった。

3. 研究の方法

平成29年度

- 1 過去の理論的到達点を確認し、英国・米国のデュー・プロセスの歴史が、現在の行政調査法に反映されている状況を検討する。個別法分野においては、独禁法、税法を中心に、労働法、食品衛生法、テロ対策法などの特徴ある行政調査の手法の現実を把握し、理論的背景及び立法状況を検討する。また、収集情報の共有・利用に関するルールと実態を調査検討し、日本との比較検討を行う。
- 2 具体的手順・・・(1) 平成29年度前半は、米国における現代行政調査法を総覧し、デュー・プロセス論との関係、調査法と自己負罪拒否特権、弁護士同席権、弁護士・依頼者拒否特権等の法理の関係について、早稲田法学へ投稿し、日本への示唆を提言する。第一に、すでに調査済みの英国・米国の調査法の歴史をさらに一次文献に当たって確認する。第二に、各分野の米国調査法の現状を、現地の実務家、行政担当者に聴き取り調査して確認する。第三に、英国・米国のデュー・プロセスに関する膨大な書論文を渉猟し、行政調査に対する反映の状況を整理し、所定の論稿部分を完成する。研究の方法としては、データベース中の情報を収集・集積し、主として内外の図書・雑誌資料を渉猟し、コピーを読破し、パソコン上で電子資料としてまとめていき、論稿の草案を作成していく。並行して、米国憲法に関する最新判例の動きを分析し、判例評論等を行う。
- (2) 後半は、次年度の Law & Society Association 総会への投稿準備のため、米国における最新議論を入手する。米国税務、独禁法実務について、書籍、データベース、インタビュー等を通じて情報収集し、その成果をまとめ、考察を深める。国内行政機関への聞き取り調査により実務の実態を調査する。
米国の行政調査実務の現状について聴き取り調査を実施する。食品安全行政、児童虐待防止行政における行政情報収集の現況を整理し、とりわけ、米国政府機関内での情報共有と弊害の防止措置の状況について、米国各機関に確認する。

平成30年度

- 1 平成29年度中に収集した情報の整理・分析及び日本公法学会をはじめとする各種研究会への出席、内外研究者との意見交換を行い、論文の内容の充実と補充を図る。平成30年度中に論文を完成させる。さらに欧州に関しても比較の視座を広げた論稿をまとめた書籍を刊行するべく、次年度に向けた作業を開始する。
- 2 具体的手順
- (1) 5月に Law & Society での発表を行う。ここでのフィードバックを生かし、論文完成に向け、米国出張の上で、米国での理論的状況についての理解の正確性を確認するとともに、出張成果を論文に反映させるべく、執筆作業に取り組む。8月から9月にかけて、作業を完了する。10月以降は、日米、並びに諸行政分野に関して、解明し、分類整理す

る。とりわけ、行政目的での調査で許される強制的レベルが、刑事目的の調査で許される強制的レベルと、どのように異なるのか、どこまでの強制が許容され、その反面必要な手続保障について、その必要性の根拠を、沿革及び事情聴取の結果から読み取ることができる実務上の要請をもとに、論証する。

- (2) 平成31年1月から3月期は、行政調査の現状を、日米、並びに諸行政分野に関して、解明し、分類整理する。実効的な調査手法の許容性について精査するとともに、これに伴う必要な手続保障について、その必要性の根拠を、沿革及び事情聴取の結果から読み取ることができる実務上の要請をもとに、論証する。

平成30年度以降の研究実施計画

- 1 書籍を執筆、刊行する。
- 2 具体的手順・・・まず、書籍のための補充調査を開始する。
第一に、米国並びに欧州におけるグローバルジャスティスの状況について、文献購読による調査を行う。第二に、日本の理論的状況について再度精査し、補充調査を行う。すなわち、研究が当初計画通りに進まない可能性として、最近の進展速度が著しい情報法の最新の議論を踏まえた補充調査が必要となることが考えられる。そこで、情報法との接点を解明するべく、情報法分野の文献渉猟、関係する研究者との研究会議を通じて、行政調査により収集した情報の適切な利用法を導く指針となる法理を探究する。同じテーマについて米国並びに欧州の状況を、文献調査により整理し、数編の論稿素案にまとめる。

論文の概要

論文は『行政調査論の新展開』の題名のもと、情報法と行政法の交錯する動向を反映したものとなる予定だった。まず前半において、日本の行政調査論の歴史的発展並びに米国の行政調査の仕組みと理論的状況を描写し、共通の問題点、日本が米国から学ぶべき点、米国が直面している困難などにそれぞれ光を当て、現代行政調査法の来し方及び現状を分析する。続いて米国において現状ある行政調査論の依拠する理論的基盤について検討し、その淵源を英国コモンローの伝統に求めるとともに、それが米国に渡ってどのように変容し、発展したかについて、歴史的考察を詳細に行う。人類普遍の課題としての、情報の収集という行政活動をめぐる権力と個人の関係のバランスという問題について、ある一定の正義があるという結論に向けて論証を進める。最後に、情報の持つ特異性が今日ほどはっきりと発現している時代はないと思われることから、今後の情報のあり方にも目を向け、将来の行政情報収集活動に対する具体的提言を行う。こうした内容を書籍としてまとめ、刊行する。

4. 研究成果

2017年度は、処分の前段階としての調査の実態を確認した。消費者行政一般にかかる行政調査の実態に関し、若干の知見をえることができた。これを手がかりに、さらにAIに代表される先端コンピュータ技術の進歩と行政法の関係について知見を深め、北京大学・東京大学共催のAIに関する研究報告会に出席し、英語でのプレゼンテーションを行った。

2018年度は、AI研究の知見を活かし、行政調査におけるAIの実用化とその影響について、研究を深めた。具体的成果:早稲田法学に判例研究を掲載、北京大学・東京大学共催のAIに関する研究会でスピーチを行い、この内容をもとに、国際商事法務にAIと行政法に関して論考を投稿した。

2019年度は、独禁法の審査手続にかかるガイドライン、弁護士会で進行している調査手続きと弁護士秘匿特権の到達点を概観し、あるべき制度設計についてまとめる。秘匿特権については、企業内弁護士協議会等の各種分野で検討状況を検討した。

早稲田法学に判例研究を掲載、北京大学・東京大学共催のAIに関する研究会でスピーチを行い、この内容をもとに、国際商事法務にAIと行政法に関して論考を投稿した。食品安全関係法の弁護士会研究部を主宰し、判例研究、調査手続に関する社内弁護士との協議を行った。

2020年度は、引続き独禁法手続の研究のほか、景品表示法に関する行政調査と手続保障について検討を始めたが、成果を発表するまでには至らなかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中山 代志子	4. 巻 93
2. 論文標題 建築確認処分を取り消した判決の取消訴訟において、補助参加および行訴法上の訴訟参加を認めた2件の決定	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 261-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中山 代志子ほか2名	4. 巻 33
2. 論文標題 「食品関係法令の整理と実務における諸法の適用関係 食品表示責任と異物混入事件を題材に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東京弁護士会法律実務研究	6. 最初と最後の頁 293-334
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------